

JIS

火薬類危険区分判定試験方法一 第4部：試験シリーズ8

JIS K 4828-4 : 2004

(2008 確認)

平成 16 年 2 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 化学製品技術専門委員会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|---------|------------------|
| (委員長) | 宮 入 裕 夫 | 東京電機大学 |
| (委員) | 江 村 智 之 | 日本プラスチック工業連盟 |
| | 奥 山 通 夫 | 社団法人日本ゴム協会 |
| | 笠 野 英 秋 | 拓殖大学 |
| | 加 茂 徹 | 独立行政法人産業技術総合研究所 |
| | 木 原 幸 弘 | 社団法人日本化学工業協会 |
| | 桐 村 勝 也 | 社団法人日本塗料工業会 |
| | 高 野 忠 夫 | 財団法人化学技術戦略推進機構 |
| | 高 橋 信 弘 | 東京農工大学 |
| | 西 川 輝 彦 | 石油連盟 |
| | 西 本 右 子 | 神奈川大学 |
| | 古 川 哲 夫 | 財団法人日本消費者協会 |
| | 堀 友 繁 | 財団法人バイオインダストリー協会 |
| | 吉 田 博 | 昭和シェル石油株式会社 |

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 16.2.20

官 報 公 示：平成 16.2.20

原案作成協力者：社団法人全国火薬類保安協会

(〒102-0073 東京都千代田区九段北 1 丁目 12-4 徳海屋ビル TEL 03-3264-8751)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：化学製品技術専門委員会 (委員長 宮入 裕夫)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 標準課産業基盤標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1 丁目 3-1 E-mail: qqgcbd@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権、又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS K 4828-4 には、次に示す附属書がある。

附属書（規定） タイプ 8(d)：通気管試験

目 次

| | ページ |
|-----------------------------|-----|
| 序文 | 1 |
| 1. 適用範囲 | 1 |
| 2. 引用規格 | 1 |
| 3. 定義 | 1 |
| 4. 試験コード及び試験名称 | 1 |
| 5. 試験条件 | 2 |
| 6. 試験方法 | 2 |
| 7. 判定基準 | 8 |
| 附属書（規定）タイプ 8(d)：通気管試験 | 12 |
| 解 説 | 15 |

火薬類危険区分判定試験方法— 第 4 部：試験シリーズ 8

Test methods for the hazard classification of explosives— Part 4: Test series 8

序文 この規格は、2003 年に国際連合から発行された“危険物の輸送に関する国連勧告・モデル規則、第 13 改訂版”（Recommendation on the Transport of Dangerous Goods, Model Regulation, Thirteenth revised edition）の附属書“試験方法及び判定基準のマニュアル、第 3 改訂版”（Manual of Tests and Criteria, Third revised edition）を元に作成した日本工業規格である。

1. 適用範囲 この規格は、含水爆薬中間体（硝酸アンモニウムエマルジョン、サスペンション又はゲル）（以下、ANEs という。）が火薬類（危険物の輸送に関する国連勧告でクラス 1 に指定されたもの）以外のものであるかどうかを判定するための試験方法について規定する。

なお、ANEs をポータブルタンク（450 L を超えるもの。）で輸送することができるかどうかを判定するための試験方法を**附属書**に規定する。

2. 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS K 4800 火薬用語

JIS K 4806 工業雷管及び電気雷管

JIS K 4827 含水爆薬

JIS K 4828-1 火薬類危険区分判定試験方法—第 1 部：試験シリーズ 5

JIS K 4828-2 火薬類危険区分判定試験方法—第 2 部：試験シリーズ 6

JIS K 4828-3 火薬類危険区分判定試験方法—第 3 部：試験シリーズ 7

3. 定義 この規格で用いる主な用語の定義は、**JIS K 4800**、**JIS K 4827**、**JIS K 4828-1**、**JIS K 4828-2** 及び **JIS K 4828-3** によるほか、次による。

a) **ポータブルタンク** 国連勧告に基づくクラス 1 からクラス 9 の危険物の輸送を目的とする輸送用容器であって、同勧告の規定に適合するもの。

4. 試験コード及び試験名称 試験コード及び試験名称は、**表 1** による。